

# 消費生活相談員 資格取得支援講座

## 参加無料\* / ウェブ開催

\*インターネット等の通信料は受講生の負担となります。

主催：三重県



消費生活相談員資格とは、消費生活センターなどで悪質商法や商品事故の相談業務を行うための国家資格です。

県内の有資格者が少数で相談員の扱い手が不足しているため、本講座を開催し、相談員の扱い手を養成します。

資格取得を目指して、ぜひこの機会に学んでみませんか。

法律になじみのない方にもわかりやすく、またネット配信なので受講生の都合の良いときに視聴できます。

## カリキュラム

配信予定	講義内容（予定）	配信予定	講義内容（予定）
1月中旬 開始 ～2月中旬	消費者問題・消費者行政の基礎知識	2月中旬 ～3月	個人情報保護に関する基礎知識
	経済の基礎知識／金融・保険に関する基礎知識		情報通信サービスに関する基礎知識
	環境問題の基礎知識／法律の基礎概念		表示に関する基礎知識
	民法の基礎知識①		食品に関する基礎知識
	民法の基礎知識②		衣料品・クリーニングに関する基礎知識
	消費者契約法の基礎知識①		製品の品質・安全に関する基礎知識
	消費者契約法の基礎知識②		住宅に関する基礎知識
	特定商取引法の基礎知識①		多重債務に関する基礎知識・訴訟と調停に関する基礎知識
	特定商取引法の基礎知識②		総まとめ①
	割賦販売法の基礎知識		総まとめ②

\*カリキュラムは変更になる場合があります。また講義内容は進捗状況などにより変更する場合があります。

受講の際にはインターネットに接続したパソコンかタブレット、スマートフォンが必要です。

ウェブ研修参加に必要な設備・環境に関しましては、下記 URLかQRコードでご確認ください。

<https://www.lec-jp.com/onlinestudy/check/>



三重県消費生活センター  
啓発キャラクター  
「ダンコムシ」



受講対象者 下記4条件を満たす方

- ①三重県内に在住で、令和3年3月31日現在において60歳以下の方。
  - ②講座を9割以上受講できる方。
  - ③令和3年度消費生活相談員資格試験を受験し、試験の合否結果を提供できる方。
  - ④令和3年度消費生活相談員資格試験合格後、「三重県消費生活相談員人材バンク」に登録できる方。
- ※「消費生活相談員資格試験」は受講生の自己負担で各自申込みのうえ受験してください。  
※「三重県消費生活相談員人材バンク」とは、県・市町の消費生活相談員募集情報を登録者に情報提供する制度です。

募集定員 50名（応募者多数の場合は抽選）

申込方法 裏面参照

申込締切 令和2年12月25日（金）必着

結果通知 抽選となった場合を含め、お申込いただいた方全員に郵送で通知いたします。  
なお、申込書類は返却しませんのでご了承ください。